

長崎県公園施設長寿命化計画

2024年3月

長崎県 都市政策課

1. 都市公園整備状況

(2024 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
5	149.9ha	m ²

2. 計画期間（西暦）〔2024 年度～2033 年度（10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
			4		1							6

②選定理由

都市公園は、市民の憩いの場であるとともに、地域活性化の拠点、環境教育の場、健康増進、防災機能等さまざまな役割を担っている。
これらの機能を安全に持続させ、市民がより安心安全に利用できるよう、予防保全型管理を導入するにあたり、特に利用度が高い公園として長崎県が管理する都市公園のうち5箇所を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
393	75	1305	121	155	51	199

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
2846		11	5156

②これまでの維持管理状況

公園施設に関しては指定管理者により保守点検、植栽の伐採等を行っている。点検において危険箇所等が発見された場合には、補修による危険箇所等の解消や更新を行っている。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

これまで公園施設の更新は、日常点検の中で老朽化が顕著な施設に対して実施する事後保全型管理であったが、今後の効率的な公園施設の更新を促進すること、市全体の公園を相対的に考慮しながらストックマネジメントを遂行することを目的として、利用面などを考慮し、都市公園 5 公園を計画対象公園とする。計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減を図ると同時に、施設の更新可否を検討することにより、長期のライフサイクルコストの縮減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

・点検調査実施：2023 年 11 月～2024 年 3 月

・点検結果の概要

健全度調査は、予防保全型管理を行う候補とした 173 施設について、公園施設長寿命化計画策定指針（案）に則り実施した。

・調査方法

1. 一般施設等、建築物等

「公園施設長寿命化計画策定指針」に則り、目視、打診を実施した。

2. 遊具等

公園施設業協会の「遊具の日常点検マニュアル」に則り、目視、触診、打診を行った。

施設種別	施設数	A	B	C	D	備考
a. 一般施設	125	22	74	29		
b. 遊具等	123	28	50	45		
c. 土木構造物	4		2	2		
d. 建築物	21	1	20	0		
e. 各種設備	22	3	16	3		

備考）点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、「健全度判定」から設定した「緊急度判定」ならびに子供の利用が多い遊戯施設を優先して設定した。

施設種別	施設数	高	中	低	備考
a. 一般施設	125		30	95	
b. 遊具等	123	4	42	77	
c. 土木構造物	4		2	2	
d. 建築物	21		2	19	
e. 各種設備	22		2	20	

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、指定管理者及び委託業者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

なお、日常点検を実施した際には、写真等により記録を残し、経過観察の資料として活用する。

1. 一般施設等、建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

2. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・年1回実施する点検の結果を健全度調査として活用し、遊具等の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

『安全性の確保』『機能の確保』『ライフサイクルコストの縮減』の観点から、以下に示す事項を基本方針とする。

安全性の確保

【予防保全型管理施設】

- ・出来るかぎり健全度がBの段階で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・遊具等については日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置付けたうえで措置を行う。
- ・上記以外の公園施設（一般施設、建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・健全度判定に基づき、安全性の確保が急がれる施設を優先的に更新する。
- ・更新時期が過ぎた施設は、健全度判定結果を考慮し、更新を計画する。

【事後保全型管理施設】

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検により安全性を確保し、劣化が顕著になった段階で更新する。
- ・舗装については、劣化や損傷が顕著となった段階で、施設（箇所）毎に判断し更新する。

【使用見込み期間の設定】

処分制限期間	予防保全型管理施設	事後保全型管理施設
20年未満	処分制限期間の2.4倍	処分制限期間の2倍
20年以上40年未満	処分制限期間の1.8倍	処分制限期間の1.5倍
40年以上	処分制限期間の1.2倍	処分制限期間の1倍

機能性の確保

- ・全町や地域における公園の位置づけを整理する。
- ・町民が求める機能を提供し得る公園施設を中心に、長寿命化計画を進める。

ライフサイクルコストの縮減

- ・予防保全型管理候補施設を対象にライフサイクルコストの縮減効果を検証する。
- ・ライフサイクルコスト縮減効果が認められる施設について、予防保全型管理を実施する。

備考）点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式 1「総括表」、様式 2「都市公園別」、
様式 3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10 年間）【②+③】	1,330,480 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10 年間）	994,198 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10 年間）	339,922 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	133,048 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式 1、様式 2 との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

対象とした施設について、健全度調査の結果から判断し、適切な更新や補修を計画した。ライフサイクル縮減効果に応じた管理類型に分類することでは 28,728 千円』の縮減効果（単年度当たり）が見込まれる。

備考）ライフサイクルコストの縮減額等を記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。